

2 強度行動障害についての基本的な考え方

2

(1) 本報告書における「強度行動障害のある児童・生徒」の考え方

強度行動障害の行動の状態が現れている児童・生徒の全員が、障害福祉サービス・障害児支援において、強度行動障害関連の支援や加算の対象となっている（以下、「福祉制度上の強度行動障害の判定を受けている」という。）訳ではありません。

しかし、こうした児童・生徒にも適切な対応を行わないと、行動の内容がより顕著、頻回で深刻なものになっていくおそれがあります。

そのため、福祉制度上の強度行動障害の判定を受けている、いないに関わらず、適切な指導や支援を行うことが重要です。

本報告書においては、福祉制度上の強度行動障害の判定を受けていないが、強度行動障害の状態が現れている場合も含めて、「強度行動障害のある児童・生徒」と表記しています。

(2) 「困った行動をする児童・生徒」ということではなく「やむを得ずそうした行動を取らざるを得ない児童・生徒」ということ

例えば、他害をしてしまう児童・生徒の場合、周囲の人が実際に傷付けられたり、あるいはそうしたことが起こらないよう注意を払ったりしなければならなくなります。

そのため、周囲からは「困った行動をする児童・生徒」と見られがちです。

しかし、困った行動が生じるのには必ず理由があります。

逃避を例にすると、例えば、本人が苦手としている活動を求められた際、「嫌だ」と伝える方法が分からないために、他害をすることで、その場から逃避しようとしていると考えられます。

つまり、困っているのは児童・生徒本人も同様です。

私たちは強度行動障害のある児童・生徒について、「困った行動をする児童・生徒」として見るのではなく、「やむを得ずそうした行動を取らざるを得ない児童・生徒」であり、さらには、不安や恐怖による強いストレスを抱えているかもしれないということを理解し、本人の気持ちに寄り添っていく必要があります。

(3) 不適切な行動を止めることばかりに注力せず、より社会的に許容される行動を推奨していく

前述の例を続けますと、ただ単に児童・生徒の他害を止めるだけでは意味がありません。

当該の児童・生徒は、適切な意思表示の方法を身に付けていないために、他害を行うことでその場から逃避しようとしていると考えられます。

他害を制止したところで、その場から逃避するために、より、周囲を困らせる行動を取るようになることが想定されます。

しかし、強度行動障害のある児童・生徒にとっては、通常の社会的な環境や学習状況に著しい苦痛や混乱を招くことがあります。また、その苦痛や混乱は児童・生徒本人の努力ではどうにもならない場合があります。

さらには、制止しようとする行動が行き過ぎれば、体罰につながってしまうことも考えられます。

まずは環境を整え、それぞれの児童・生徒のもっている力を最大限生かせる支援を提供することが求められます。また、そうした合理的配慮をあらかじめ行うことは、強度行動障害の状態に陥ることを予防することにもなります。

その上で、「嫌だ」と伝えられるようになれば、当該の児童・生徒は他害を行う必要がなくなるのですから、「嫌だ」と伝えることができるように、ジェスチャーや絵カードの提示など、代替的なコミュニケーション手段を指導する、より社会的に許容されやすい行動に置き換えられるようにするなど、本人を理解し、意思表示の手段の獲得を指導し、社会的により受け入れられる方法を一緒に探していくことが重要です。

(4) 学校においては、本人にとって一番大きなプラスの環境要因は学級担任

強度行動障害は生まれつきの障害ではなく、周囲の環境や関わりによって現れる行動の状態です。

この「周囲の環境や関わり」のうち、学校教育の場においては、最も影響力がある存在は学級担任と言えます。

強度行動障害のある児童・生徒が、「困った行動をする児童・生徒」とみなされて多くの叱責を受けると、自尊感情が下がるばかりでなく、叱責する相手を含む周囲に対して恐怖心を抱く場合があります。

強度行動障害のある児童・生徒は、「やむを得ずそうした行動を取らざるを得ない児童・生徒」であり、それを叱責された経験から周囲の人に対して恐怖心を持っている可能性があるという理解に立ち、児童・生徒を信頼し、信頼される関係を築くことが大切です。

その上で、学校における伴走者として、より社会的に許容される行動を一緒に身に付けられるようにし、社会的に孤立させず、褒められる経験を得られるようにすることが重要です。

(5) 学級担任任せにしない組織的な対応

強度行動障害のある児童・生徒にとって、一番の伴走者は学級担任ですが、実際の教育活動の場面では、学級担任以外の様々な教職員が関わることになります。

学級担任がいない時でも児童・生徒へ同じように対応できるようにすることが児童・生徒にとっての安心につながります。

また、学級担任だけが指導に関する悩みを抱え込んで孤立してしまうことのないようにする必要があります。

例えば、ケース会議を開催して情報共有するとともに、指導方針を校内で確認し、学級担任以外も対応できるようにしたり、同じ学部や学年などの他の教員や管理職が授業観察も含めて対象となる子どもの様子（状況）を共有して、どのように対応していくのかという方針の相談に応じたり、外部の専門家や医師、相談機関などを招いて助言を受けたり、校内研修を実施したりすることなどにより、学級担任の負担を軽減し、組織的に学級担任を支えていく体制づくりが必要です。

